平成２４年（フ）第４０号
鳥取県米子市祇園町２丁目16番地
破産者　株式会社竹田組
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３１号
鳥取県西伯郡大山町國信553番地１
破産者　有限会社平井食品
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７２号
香川県高松市川島東町1248番地６
破産者　有限会社国邦鋼業
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３９号
茨城県つくば市下平塚342番地７、前住所茨城県つくば市春日３丁目10番地36　メソードつくばⅡ棟102号
破産者　片岡　正之
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
茨城県つくばみらい市陽光台３丁目44番地７
破産者　寺田恵理子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
茨城県つくば市島名2304番地（諏訪Ｃ12街区11）つくば島名アパート１棟706号
破産者　伯耆田和美
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２６７号
埼玉県桶川市若宮１丁目４番30―207号、旧住所東京都文京区千駄木２丁目11番16―405号
破産者　村上　建治
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県美方郡香美町小代区大谷626番地
破産者　田口工務店こと　田口三千男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７６６号
札幌市東区北12条東５丁目１番10―305号
破産者　小山　　治
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６９号
札幌市手稲区曙４条２丁目２番21―202号
破産者　山田　和明
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２４号
札幌市白石区栄通３丁目１番15―310号
破産者　今津　　健
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８１号
札幌市清田区里塚２条５丁目５番24号　オータム里塚102号、開始決定時の住所札幌市清田区北野７条５丁目12番37号　リバーコート北野Ⅱ―201号
破産者　佐藤　友基
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
福島市上鳥渡字しのぶ台58番地の３
破産者　早川　　寛
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
福島県いわき市泉玉露３丁目14番地の４
破産者　鈴木　幹重
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１３５号
茨城県東茨城郡城里町大字小勝385番地
破産者　谷　みゆき（旧姓新里）
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２４２号
茨城県水戸市千波町2776番地の10
破産者　田口　寛子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５６号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2655番地２　市営向野アパート１―２
破産者　富田　将生
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３１０号
横浜市鶴見区菅沢町19番17号　プティットメゾン102
破産者　二見　禎昭
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０９号
静岡県焼津市保福島461番地の３
破産者　水野　真一
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部